

公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく  
独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての情報の公開

様式4

所管府省	支出元独立行政法人の名称	支出元独立行政法人の法人番号	交付又は支出先法人名称	契約の相手方の法人番号	名目・趣旨等	交付又は支出額	(会費の場合)支出先法人が定める会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額	交付又は支出日等(支出決定日)	(会費の場合)支出の理由等	公益法人の場合	
										公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分
文部科学省	独立行政法人国立高等専門学校機構	8010105000820	(公社)土木学会	5011105004847	論文掲載料	979,750	-	令和4年4月5日、8日、11日、22日 令和4年5月17日、23日、30日、31日 令和4年6月2日、6日、13日、25日、30日 令和4年7月14日 令和4年9月20日、22日 令和4年10月14日、25日 令和4年11月4日、7日、8日、14日、15日、24日、25日 令和4年12月14日、16日、20日 令和5年1月13日、25日 令和5年2月1日、14日、27日 令和5年3月1日、30日	-	公社	国認定
文部科学省	独立行政法人国立高等専門学校機構	8010105000820	(公社)土木学会	5011105004847	論文購読料	194,212	-	令和4年4月7日、12日、14日、15日、19日、25日、27日 令和4年5月6日、10日、19日、29日、30日、31日 令和4年6月2日、8日、9日、17日 令和4年7月20日、25日、27日 令和4年8月22日 令和4年9月2日 令和4年10月7日 令和4年11月7日、14日、28日 令和4年12月9日、23日 令和5年1月5日	-	公社	国認定
文部科学省	独立行政法人国立高等専門学校機構	8010105000820	(公社)日本セラミックス協会	8011105004638	論文掲載料	291,500	-	令和4年8月1日 令和4年10月3日 令和4年12月1日 令和5年1月25日	-	公社	国認定
文部科学省	独立行政法人国立高等専門学校機構	8010105000820	(公社)日本航海学会	9010605002522	論文掲載料	170,000	-	令和4年8月1日 令和4年12月12日 令和5年1月20日 令和5年1月24日	-	公社	国認定
文部科学省	独立行政法人国立高等専門学校機構	8010105000820	(公社)日本金属学会	6370005000044	論文掲載料	297,000	-	令和4年9月26日、27日 令和4年11月25日	-	公社	国認定
文部科学省	独立行政法人国立高等専門学校機構	8010105000820	(公社)日本工学教育協会	5010405009077	論文掲載料	737,880	-	令和4年4月1日、12日 令和4年7月22日 令和4年8月5日 令和4年9月12日、21日 令和4年11月16日、21日 令和5年2月13日、22日、27日 令和5年3月3日、31日	-	公社	国認定
文部科学省	独立行政法人国立高等専門学校機構	8010105000820	(公社)日本設計工学会	2011105004833	論文掲載料	115,000	-	令和4年10月18日 令和5年1月18日、27日	-	公社	国認定
文部科学省	独立行政法人国立高等専門学校機構	8010105000820	(公社)精密工学会	9010005016288	論文掲載料	282,950	-	令和4年5月13日 令和4年9月21日 令和5年1月21日	-	公社	国認定
文部科学省	独立行政法人国立高等専門学校機構	8010105000820	(公社)原子力安全技術センター	6010005018634	講習受講料	103,176	-	令和4年12月20日	-	公社	国認定
文部科学省	独立行政法人国立高等専門学校機構	8010105000820	(公社)日本無線協会	2010005004209	講習受講料	175,000	-	令和4年6月3日、24日 令和5年1月11日	-	公社	国認定

(注) この他、会費支出として、『令和4年度における公益法人等の会費支出状況』の表のNo.2・3・7・8該当する。

(注1)「公益法人等」には、特例民法法人、公益社団・財団法人が含まれる。

(注2)「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。

(注3)「会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額」の欄は支出先法人が定める会費一口当たりの金額もしくは最低限の額を記載すること。

(注4)公益法人の区分において、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。